

# 万引きは窃盗(どろぼう)という犯罪です!

窃盗は、10年以下の懲役、50万円以下の罰金が科せられます。



見つかってから  
品物を返したりお金を払っても

おかした犯罪を  
リセットすることは  
できません。

親や友達の  
信頼を失う行為は  
やめましょう。



## ◇ 社会のルールを守ろう ◇

善悪を見きわめる**判断力**を身につけよう。

欲しくてもがまんする**自制心**を育てよう。

悪い誘いは、はっきり断る**勇気**を持とう。

神奈川県警察本部